

令和6年狛江市教育委員会第5回定例会会議録

日 時 令和6年5月16日(木) 16:00～16:40

場 所 狛江市役所4階特別会議室

出席委員 教育長 柏原 聖子

委 員 斉藤 茂好・熊谷 勝仁・小川 敦子・森 昌子

事務局 (議案説明者)

教育部長 波瀬 公一

教育部理事(兼)指導室長 松岡 弘悟

調整担当理事 上田 智弘

学校教育課長 浅井 信治

社会教育課長 金築 宏美

公民館長 瀧川 直樹

傍 聴 1名

1 審議事項

(1) 議案第32号

狛江市教育振興基本計画の改定について(諮問)

(2) 議案第33号

令和7年度使用教科書の採択について(諮問)

(3) 議案第34号

狛江市体育施設使用特別申請取扱規則の一部を改正する規則

(4) 議案第35号

狛江市運動の習慣化による健康づくり事業推進委員会の設置に関する要綱の一部を改正する要綱

(5) 議案第36号

狛江市社会教育関係委員の任命について

2 報告事項

—議会報告—

(1) 令和6年狛江市議会第2回臨時会の結果について

—行政報告—

な し

—事務報告—

(1) 狛江市立学校における一斉閉庁の実施について

(2) 学校徴収金事務処理(令和4年度分)に係る監査結果について

(3) 令和5年度通学路合同点検に基づく対策実施結果について

(4) 市民センター改修及び新図書館整備に関する周知等について

教育長 ただいまから、令和6年狛江市教育委員会第5回定例会を開会します。

会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第29条」の規定により、「森委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件（1）議案第32号「狛江市教育振興基本計画の改定について（諮問）」について、審議します。本件は、狛江市教育振興基本計画改定検討委員会の設置及び運営に関する規則第2条の規定に基づき、狛江市教育振興基本計画の改定について、狛江市教育振興基本計画改定検討委員会に諮問するものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長 狛江市教育振興基本計画改定検討委員会の設置及び運営に関する規則第2条の規定に基づき、学識経験者、教育関係有識者、市民委員及び市職員で構成する狛江市教育振興基本計画改定検討委員会に、狛江市教育振興基本計画の素案及び狛江市教育振興基本計画の改定に関して必要な事項の検討について諮問するものです。

今後、狛江市教育振興基本計画改定検討委員会委員の委嘱を始め、第3期狛江市教育振興基本計画の改定に向けた方針に基づき、改定作業を進めていく予定です。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（1）議案第32号「狛江市教育振興基本計画の改定について（諮問）」、を了承することよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件（1）議案第32号を承認します。

次に、付議案件（2）議案第33号「令和7年度使用教科書の採択について（諮問）」について、審議します。

本件は、狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和7年度使用中学校教科書の採択について、教科書選定協議会に諮問するものです。詳細は、指導室長より説明します。

指導室長 教科書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の規定により、文部科学大臣の検定を経て、教科書目録に登録された教科書のうちから採択することとなっております。

今回は、中学校全教科の教科書について新たに採択を行います。この教科書採択にあたり、「狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する規則」及び「狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する実施要綱」の規定に基づき、教育委員会が教科書選定協議会に対し、採択に関する必要事項を調査するよう諮問するものです。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

斉藤委員 今後の採択までのスケジュールを教えてください。

指導室長 本審議を承認いただきましたら、5月下旬に教科選定協議会に諮問していきます。その後、教科書調査研究委員会、教科別調査研究委員会での調査・研究を進めて、7月下旬に教科書選定協議会より答申を提出いただきます。教育委員会による使用教科書の採択は、8月17日（土）に実施予定としています。

また、各学校での調査・研究を6月24日（月）までに、6月14日（金）から27日（木）の期間に中央公民館、西河原公民館、教育支援センターの3箇所教科書展示を行います。

斉藤委員 教科書採択は様々な形で意見をいただくことがあろうかと思いますが、学校や児童・生徒の実態等を踏まえて、適正に調査・研究が行われるようお願いいたします。実際に授業に関わる教員等により公正・公平に調査・研究が行われるよう、教科書採択における公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（2）議案第33号「令和7年度使用教科書の採択について（諮問）」を了承することよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件（2）議案第33号を承認します。

付議案件（3）議案第34号「狛江市体育施設使用特別申請取扱規則の一部を改正する規則」及び付議案件（4）議案第35号「狛江市運動の習慣化による健康づくり事業推進委員会の設置に関する要綱の一部を改正する要綱」は、関連する事項ですので、一括して審議します。

本件は、狛江市スポーツ協会の名称変更に関するもの、また事業内容及び企画運営方法を踏まえ、組織について見直すものです。詳細は社会教育課長より説明します。

社会教育課長 本件は、令和6年4月1日より「狛江市体育協会」の名称が「狛江市スポーツ協会」に変更となったこと、及び運動の習慣化による健康づくり事業に関し、当該事業を企画し、また事業の実施状況等を評価・分析し、さらなる事業の推進を図るための委員会について、所掌事務の内容を踏まえ、委員会の組織等について見直すことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本規則及び要綱は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

森委員 今回、狛江市体育協会の名称が狛江市スポーツ協会に変更されるとのことですが、この経緯を教えてください。

社会教育課長 (公財)日本体育協会は、平成30年4月に(公財)日本スポーツ協会に名称を変更し、(公財)東京都体育協会は令和6年4月に(公財)東京都スポーツ協会に名称変更したことに合わせて、今後さらなるスポーツの普及・振興を図るため、狛江市体育協会は狛江市スポーツ協会に名称の変更を行ったとのこと。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件(3)議案第34号「狛江市体育施設使用特別申請取扱規則の一部を改正する規則」及び付議案件(4)議案第35号「狛江市運動の習慣化による健康づくり事業推進委員会の設置に関する要綱の一部を改正する要綱」を了承することよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件(3)議案第34号及び付議案件(4)議案第35号を承認します。

次に、付議案件(5)議案第36号「狛江市社会教育関係委員の任命について」について、審議します。本件は、狛江市立公民館条例第5条第2項に基づき、学校関係者1名を、狛江市立公民館運営審議会委員に任命するものです。詳細は公民館長より説明します。

公民館長 この度、狛江市立学校副校長会の推薦により「狛江市立公民館運営審議会委員」に狛江第三中学校、設楽知副校長を任命するものです。委員の任期は、令和7年3月31日までとしています。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件(5)議案第36号「狛江市社会教育関係委員の任命について」を了承することよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長 それでは、付議案件(5)議案第36号を承認します。

次に、議会報告1「令和6年狛江市議会第2回臨時会の結果について」、報告を求めます。

教育部長 令和6年狛江市議会第2回臨時会は、令和6年4月26日から5月15日までを

会期として開会されました。

教育委員会関連については、市長から地方自治法第74条第1項に基づく中央図書館のあり方に関する住民投票条例の制定の請求を受理したことに伴い、同条第3項の規定に基づき、意見を付けて、「中央図書館のあり方に関する住民投票条例の制定について」の議案が付議されました。

なお、4月26日の本会議初日には、市長から意見陳述があり、この度の条例制定の直接請求については、間接民主主義を補完する制度であることは十分に理解をしているものの、市民の多様な意見をくみ取って、市政に適切に反映していくことは、公選により選出された市長及び市議会としての役割であると認識し、令和4年6月の市長選挙で市民センター改修及び新設図書館整備に関しては結果的には大きな争点になり、市民からの負託をいただいたものと考えていること、また市議会においても、これまでに様々な議論が行われ、令和6年度予算において関係予算の議決をいただき、民意が反映されているものと考えていること等から、住民投票を実施することには意義を見いだしがたいといった考えが示されました。

また、昨日の5月15日の本会議最終日において、請求代表者による意見陳述が行われ、請求代表者に対する質疑及び討論を経て、採決が行われた結果、賛成少数で否決されました。

詳細については、後日発行される議会報や議会ホームページ掲載の議事録を御確認いただければと思います。

教育長

それでは、ここで議会報告に対する質疑・御意見を伺うところですが、直接請求権に基づく議決案件ですので、特によろしいでしょうか。なければ、次に事務報告を受けます。

次に、事務報告1「狛江市立学校における一斉閉庁の実施について」、報告を求めます。

学校教育課長

学校における働き方改革の一環として実施している学校の一斉閉庁について、例年どおり今年度も実施いたします。今年度の閉庁期間は、8月12日（月）から8月16日（金）までの5日間です。前後の土日を含めると、計9日間の連続した休みとなります。昨年度同様、窓口業務や電話対応等は、原則、行わないこととし、児童・生徒の登校や校内での部活動についても、原則、行いません。

なお、学校を通じて保護者にお知らせを配布するとともに、市広報及び教育委員会ホームページでお知らせします。緊急連絡については、教育委員会でも対応いたします。

教育長

次に、事務報告2「学校徴収金事務処理（令和4年度分）に係る監査結果について」、報告を求めます。

学校教育課長

狛江市立小中学校の学校徴収金事務取扱要綱第13条に基づき、市立小・中学校全校において、保護者から徴収し、校長の私費会計として取り扱われる教科活動費、学校給食費等の学校徴収金の事務処理等に関するヒアリング及び帳票類の確

認を行いました。

令和4年度分の学校徴収金監査は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行を受け、4年ぶりに現地での調査を実施しました。監査対象校は、小学校3校、中学校2校を予め選定し、対象校に出納簿、通帳、保護者への通知文書、校内監査報告書、業者選定会議の記録等の資料の提出と調書への回答を依頼し、それらの資料を確認した上で、現地でヒアリングを行う方法で実施いたしました。

結果は報告書のとおりです。監査対象校において、意図的に不正な会計処理等が行われた形跡は見受けられませんでした。すべて適正に管理されていると認めるには課題が残る学校もありました。

また、各校の指摘事項について、要綱第11条により校長が毎年1回必ず受けることと規定されている「校内監査」では、これらのことが「適正に取り扱われている。」という報告になっていました。「校内監査」は、校長が学校徴収金に係る事務の適否を確認し、必要に応じて改善を行い、適正な事務を維持することが目的ですので、監査委員が目的を正しく理解し、形骸化させることなく校内監査を実施されるよう指導しました。

教育長

次に、事務報告3「令和5年度通学路合同点検に基づく対策実施結果について」、報告を求めます。

学校教育課長

本件につきましては、通学路における交通安全確保に関する基本的方針をまとめた「狛江市通学路交通安全対策プログラム」及び令和3年6月に千葉県八街市において発生した下校中の児童5名が死傷する痛ましい事故を受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が合同で作成した「通学路における合同点検等実施要領」に基づき、令和5年10月24日に市・教育委員会・学校・PTA・調布警察署合同で通学路の点検を実施した結果及び対策について報告するものです。

資料に記載のとおり、令和5年度点検分18箇所について、狛江市通学路安全対策推進会議において対策を決定し、各関係機関により順次対策を実施しています。今後も関係機関が連携して継続的な対策に取り組むことで、児童が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を推進していきます。

なお、6月15日号広報及び市ホームページ、教育委員会ホームページにて公表予定です。

教育長

次に、事務報告4「市民センター改修及び新図書館整備に関する周知等について」、報告を求めます。

公民館長

5月15日号広報にて市民センター改修及び新図書館整備に関する周知を行いました。内容は、前回の定例会で報告させていただいた市民センターのパスの他、市民センター改修及び新図書館整備のスケジュール、改修に伴う休館や中央図書館の臨時窓口開設等に関するものを合わせて周知するものです。

また、4月22日から同様の内容を、市ホームページ及び教育委員会ホームページにも掲出しております。改修等に向け引き続き遅滞なく進めてまいります。

- 教育長 それでは、事務報告に対する質疑・御意見を伺います。
- 小川委員 事務報告1について、一斉閉庁期間は、例年どおり中央公民館にて子どもたちの居場所事業を実施する予定ですか。
- 公民館長 今年度も昨年度に引き続き一斉閉庁期間中の子どもの居場所づくりのため、中央公民館を会場として、夏休み子ども・中高生スペースを実施する予定です。詳細が決まりましたら改めて報告いたします。
- 小川委員 中央公民館と同じ建物内にある中央図書館が8月1日から休館します。混乱を招かないよう周知のほどよろしく申し上げます。
事務報告2について、監査報告書には、「監査の結果、意図的に不正な会計処理等が行われた形跡は見受けられないことが確認できましたが、すべて適正に管理されていると認めるには課題が残る学校もあった」と記載されています。この課題を踏まえて、令和5年度分の監査は、どのように行う予定でしょうか。
- 学校教育課長 令和5年度分の監査につきまして、令和4年度分で実施しなかった残りの学校、狛江第三小学校、狛江第六小学校、緑野小学校、狛江第二中学校、狛江第四中学校となりますが、実施する方向で検討しています。引き続き、各学校で適正に事務処理がなされるよう、監査をしていきたいと考えております。
- 小川委員 繰り返しになりますが、監査報告書には、「監査委員となるものが、目的を正しく理解し校内監査を形骸化させることなく実施されるようお願いする」と記載されていますので、ぜひこれを踏まえて、監査していただきたいと思います。
- 森委員 事務報告3について、資料の一覧表には和泉小学校の学区での取組がないようですが、理由があれば教えてください。
- 学校教育課長 令和5年度については、和泉小学校の学区において、PTAからの意見を踏まえた学校からの要望はありませんでした。なお、令和4年度の和泉小学校の学区においては16箇所を対策するなど他の学区と比較して通学路合同点検に基づく対策箇所が多かったことが影響していると推察しています。
- 森委員 今回、特段の要望はなかったとのことですが、通学路には大人が目線から気がつかなくても、子どもの目線から見ると危険な箇所もあると思います。引き続き、学校だけでなく地域や家庭と連携して、子どもたちの安全が守られるよう御指導されますようお願いいたします。
- 熊谷委員 事務報告4について、感想になりますが、このような具体的なイラスト（パース）が出ると利用イメージがわかりやすいです。市民センターの正面玄関前面にオ

オープンテラスやウッドデッキができることで、季節の良い時期など人が自然と集まりやすくなるかと思います。また、主な施設機能としてスタディコーナーやサウンドスタジオがあげられています。子どもたちにとっても勉強のしやすい環境や、気軽にバンド活動できることは大変喜ばしいことだと思います。開館する際には、若い人たちにも積極的に市民センターを利用してもらえるように、ぜひ2階のスタディコーナーや地下1階のサウンドスタジオなどを大きくPRしていただきたいと思います。若い人や子どもたちなど、これまで市民センターを利用したことのない方など、市政に声が届きづらい方、いわゆるサイレントマジョリティに対しても配慮するのが行政の責務だと思います。大きな声を上げる部分は掴みやすいですが、サイレントマジョリティの部分も大事にしないと、せっかくの施設は十分に活かされません。ぜひ、多くの世代が利用できるよう運用について今後も検討していただきたいと思います。

また、休館中の対応として、公民館は西河原公民館や各地域・地区センターの活用、図書館は臨時窓口を開設するということで、可能な限りのサービス提供をお願いしたいと思います。利用者にはしばらくの間、御不便をおかけしますが、より利用しやすく愛される施設になるよう整備をお願いします。

令和7年11月の市民センターのリニューアルオープン、令和8年10月の新設図書館のオープンを心待ちにしております。

教育長

他になれば、以上をもちまして、令和6年狛江市教育委員会第5回定例会を閉会します。